

平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査について（調査結果（要旨））

1. 調査概要

（1）趣旨

学校における人権教育の指導方法等の在り方について、国の調査研究の成果として3次にわたる〔とりまとめ〕が行われている。これらの〔とりまとめ〕を踏まえ、平成20年度末に教育委員会及び学校において推進すべき取組の実施状況の把握を行っているが、今後の人権教育の一層の推進に活用するため、平成24年度時点での取組状況を把握することとする。

（2）実施主体

文部科学省初等中等教育局児童生徒課が、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の協力を得ながら、調査データの集計などを行い、その内容の分析・評価を同会議が行った。

（3）調査対象

①教育委員会における取組

47都道府県／1,785市区町村教育委員会（全ての教育委員会）

②公立学校における取組

1,872公立学校に対する調査

※ 全国の市区町村立の小・中学校並びに都道府県立の高等学校及び特別支援学校のうちから、都道府県ごと・学校種ごとに無作為抽出（抽出率；約5%）。

（4）対象時点

平成24年度

2. 調査結果（要旨） ※「（）」の数値は平成20年度調査の結果

第1章 教育委員会における取組

第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について

（1）人権教育に関する施策の推進方針・計画

人権教育に関する施策の推進方針・計画を策定済みであると回答した教育委員会は、都道府県では42（39）、市町村では841（790）となっている。

（2）域内における人権教育の推進体制

域内における人権教育の推進体制整備のための取組として、都道府県・市町村教育委員会のいずれにおいても「法務局・地方法務局、人権擁護委員等との連携」や「特別の人権課題に関係する知事部局の関係各課等との連携」が多く実施されている。

(3) 人権教育の推進状況調査

人権教育の推進状況調査を行っているとは回答した教育委員会は、都道府県では36(35)、市町村では871(828)となっている。

(4) 人権教育に関する調査研究等

学校における人権教育に関する調査研究等として、都道府県教育委員会においては「教員向けの指導資料、事例集等の作成」や「学校で活用できる教材の作成・開発」など幅広い取組が実施されている。

第2節 人権教育に関する情報発信・普及について

学校や家庭・地域に向けた人権教育に関する情報発信・普及の取組として、都道府県教育委員会においては「調査研究等の成果物の配布・情報提供」、市町村教育委員会においては「広報誌やパンフレット等への関連記事の掲載」が多く実施されている。

第3節 人権教育に関する教職員研修について

(1) 人権教育担当者等向けの研修

人権教育担当者等向けの研修を設けているとは回答した都道府県教育委員会は41(41)、市町村教育委員会は753(777)となっている。

(2) ライフステージに応じた研修

教育委員会が主催・提供している年次研修のプログラムのうち、初任者研修及び10年経験者研修において、人権教育に関するまとまった内容を盛り込んでいると、多くの都道府県教育委員会が回答している。

(3) 人権教育担当者等以外の教職員向けの研修

人権教育の担当者以外の教職員を主な対象としている教育委員会主催の研修においては、都道府県・市町村ともに幅広い内容が実施されているが、研修の形態としては演習型や参加体験型のものよりも講習型のものが多い。

(4) 国の調査研究〔とりまとめ〕を踏まえた研修の改善・見直し

〔第三次とりまとめ〕を踏まえた研修の改善・見直しを既に行ったとは回答した都道府県教育委員会は41(34)、市町村教育委員会は566(268)となっている。

第4節 その他

平成22年度から文部科学省において開催されている「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、平成24年度に初めて公開した「人権教育に関する特色ある実践事例」を活用していると回答した都道府県教育委員会は40、市町村教育委員会は453となっている。

第2章 公立学校における取組

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について

(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権尊重の視点に立つ学校づくりを推進するために児童生徒への指導において特に力を入れていることを2つ選択する設問においては、「自己存在感や肯定的自己イメージを持たせること」、「他者とともによりよく生きようとする態度・規範等を育てること」、「学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成すること」を回答として選択する学校が多く、それらの割合は50%程度となっている。

(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価

学校における人権教育を体系的に推進するための全体計画・年間指導計画の策定状況について、全体計画を既に定めていると回答した学校の割合は75.3% (68.8%)、年間指導計画を既に定めていると回答した学校の割合は65.1% (61.2%)となっている。

(3) 家庭・地域、関係機関等との連携及び校種間の連携

学校における人権教育に関する家庭・地域との連携について、「児童生徒が作成した人権啓発の作文、ポスター等を発表・展示」、「学校における人権教育の取組等に関し、ホームページ、学校だより、学級通信、PTAの広報紙等を通じて情報発信」、「保護者との懇談会、地域との協議会等の機会に意見交換」に取り組んでいると回答した学校の割合が多く、それらの割合は50%程度となっている。

第2節 人権教育の指導内容と指導方法について

(1) 指導内容の構成と指導方法の工夫

人権教育の指導内容を検討するに当たっては、都道府県教育委員会の人権教育推進方針・計画や教育委員会作成による指導用資料等を活用していると回答した学校の割合が多く、それらの割合は60%程度となっている。

(2) 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の教材の選定・開発について、「外部講師の講話やふれあいの教材化」、「生命の大切さに関する教材の教材化」、「視聴覚教材などの活用」に取り組んでいると回答した学校の割合が多く、それらの割合は50%程度となっている。

第3節 学校における研修の取組について

(1) 年間教職員研修プログラムの作成

各年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について必要な研修プログラム(年間教職員研修プログラム)を作成していると回答した学校の割合は44.0% (45.3%)となっており、その検討に当たって主に活用した資料については、「都道府県の人権教育推進方針・計画」、「都道府県の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等」と回答する学校の割合が高く、60%程度となっている。

(2) 研修内容

人権教育に関わる校内研修の一環として、児童生徒の理解等のための研修に「よく取り組んでいる」と回答した学校の割合は30.1% (33.2%)、「どちらかといえば、取り組んでいる」を合わせると81.5% (85.2%)、となっている。

(3) 研修方法

人権教育に関する校内研修等として、「基本的に全ての教職員が参加する全体研修による研修に力を入れている」と回答した学校の割合が最も大きく84.2% (87.1%)、次いで「外部講師、伝達講師等の講義を聴く、ビデオ教材を視聴するなど講習型の研修」が41.5% (44.5%) となっている。

第4節 その他

文部科学省が平成24年5月からウェブサイトにおける公開を開始した「人権教育に関する特色ある実践事例集」について、何らかの形で活用していると回答した学校全体の割合は19.7%となっている。

※ 調査結果に記載している割合の値は小数点第二位を四捨五入したもの。

(以上)